



2025年5月7日

各 位

会 社 名 B A S E 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 C E O 鶴 岡 裕 太
(コード番号:4477 東証グロース)
問 合 わ せ 先 取 締 役 上 級 執 行 役 員 C F O 原 田 健
TEL. 03-6441-2075

牧 寛之氏による当社株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

本日、牧寛之氏（以下「牧氏」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が別添のとおり行われる旨が金融庁のEDINET（電子開示）において公告されておりますので、お知らせいたします。本公開買付けにおける公開買付価格は、1株400円とされております。

当社は、2025年3月19日付「牧寛之氏からの公開買付け開始予定の連絡の受領、及びこれを受けた当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保を目的とする当社対応方針に関するお知らせ（当社の会社支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針の導入）」（以下「3月19日付当社プレスリリース」といいます。なお、本開示資料において使用される各用語の意味は、本開示資料において別段の定めがない限り、3月19日付当社プレスリリースで定められた定義に従うものとします。）において開示したとおり、牧氏から本公開買付け開始予定の連絡を受けておりましたが、本公開買付けが本日から開始されることについては、事前の連絡を受けておりません。本公開買付けに対する当社の見解及び本対応方針に基づく当社の対応につきましては、本公開買付けに係る公開買付届出書の内容その他の情報を評価・検討した上で、独立委員会の勧告・意見を最大限尊重しつつ、早急に株主の皆様にご案内いたします（なお、独立委員会の設置及び独立委員会の委員の選任については、2025年3月19日付「独立委員会の設置及び独立委員会委員の選任に関するお知らせ」をご参照ください。）。株主の皆様におかれましては、当社から開示される情報や本公開買付けに関する当社の見解をご確認いただきました上で、慎重なご対応をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本開示資料は、本公開買付けに関する意見を表明するものではなく、当社は本公開買付けに係る意見表明報告書を関東財務局に後日提出いたします。当社は、意見表明報告書の提出後、速やかにその旨を公表いたします。

以 上

公開買付開始公告

各 位

2025年5月7日

東京都渋谷区広尾3丁目9番16号

牧 寛之

牧 寛之（以下「公開買付者」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を下記により行いますのでお知らせいたします。なお、本公告の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいい、「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

記

1. 公開買付けの目的

公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場（以下「東証グロース市場」といいます。）に上場しているBASE株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に関し、企業買収等の際に生ずる買収価格や価値の上乗せが得られるいわゆる支配権プレミアム（注1）を獲得することを目的として、対象者の普通株式16,582,700株（所有割合（注2）は14.55%）を立花証券株式会社における信用取引により取得し、所有しております。

公開買付者は、対象者株式につき、重要提案行為等（法第27条の26第1項に定義された意味を有します。以下も同様とします。）を行うことを企図していないことから、特別決議事項について拒否権を持たない範囲内である所有割合30.00%まで買い増しするために、2025年3月14日に本公開買付けの実施を決定いたしました。

公開買付者は、対象者株式の上場廃止を企図しておりません。

なお、本公告日現在において、公開買付者は、具体的に支配権プレミアムを獲得できる対象者に対する企業買収について特段の想定を有しておりません。買い増しの目的は「支配権プレミアム」の享受であり、経営参加は目的としておりません。

公開買付者は、2025年3月12日提出の対象者株式に係る大量保有報告書の変更報告書No.3において、保有目的を「支配権プレミアムの獲得を目標に、主要株主として安定保有いたします。目標に対して経営陣から賛同を得られない場合は、売却することがあります。」と公表しており、その目的は、本公告日現在、変更されております。公開買付者は、「支配権プレミアムの獲得」は、重要提案行為等を行わないという意味において、純投資の一環であると考えております。

（注1）「支配権プレミアム」とは、経営を支配し又は経営に影響を与える可能性がある一定のまとまった割合の株式を取引する際に現れる、まとまった割合ではない市場取引における通常の価格に上乗せされる部分又は当該上乗せを前提とする評価額若しくは価格（基本的に、売却価格と従前の市場株価との差額と考えられます。）をいいます。

（注３）対象者の株主名簿上は、立花証券株式会社（但し、貸借取引部分については日本証券金融株式会社）が株主として登録されますが、法第27条の2第1項第1号に規定する所有に準ずるものとして政令で定める場合として、令第7条第1号は「売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する場合」を定めており、信用取引は、当該「株券等の引渡請求権を有する場合」に該当することから、本公告日現在における、公開買付者の対象者株式に係る所有株式数は普通株式16,582,700株となります。

(1) 対象者の名称 BASE株式会社

(3) 買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は2025年6月17日（火曜日）まで（30営業日）となります。

但し、①本対応方針（注）が撤回若しくは廃止された場合、又は②本対応方針に基づく対抗措置の発動（その実施が株主の意思確認を条件とする場合を含みます。）が対象者の取締役会により決議された後、同対抗措置としての差別的な条件を付した新株予約権の無償割当てを仮に差し止める旨の裁

判所の命令が確定した場合には、金400円から増額する可能性があります。

(注) 本対応方針とは、2025年3月19日の対象者の取締役会にて導入が決議された「当社の会社支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針」の総称をいいます。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	17,600,000 (株)	— (株)	17,600,000 (株)
合計	17,600,000 (株)	— (株)	17,600,000 (株)

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設定しておりません。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しております。本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数（17,600,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（17,600,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 応募の方法及び場所

① 公開買付代理人

立花証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番14号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託する為に以下の復代理人を選任しております。

株式会社DMM.com証券（公開買付復代理人） 東京都中央区日本橋2丁目7番1号東京日本橋タワー10階

※公開買付代理人及び公開買付復代理人に取引口座を保有されていない方のうち、インターネットで応募申込みの為に口座開設手続きをご希望の方は株式会社DMM.com証券でお申込みの手続きをして下さい。対面又は書類郵送等で応募申込みの為に口座開設手続きをご希望の方、及び国内非居住者の方は立花証券株式会社でお申込みの手続きをして下さい。

② 本公開買付けに係る株券等の応募の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人又は公開買付復代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載する等の方法により、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。

応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座を以下「応募株主口座」といいます。具体的な応募方法は、公開買付代理人及び公開買付復代理人につき、それぞれ下記のとおりとなっております

（立花証券株式会社から応募される場合）

（１）公開買付代理人の本店又は全国各支店（タチバナストックハウスを含みます。）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、捺印のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。なお、「公開買付申込書」を郵便等で送付して頂いた場合でも公開買付期間末日の15時30分までに到着していることを条件といたしますのでご注意ください。応募の際には、ご印鑑、個人番号（法人の場合は法人番号）及び本人確認書類が必要になる場合があります（注１）。

（２）公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に公開買付代理人に応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）を開設していただく必要があります。口座開設にあたっては、立花証券株式会社ホームページ（<https://www.lban.co.jp/>）の「公開買付けのご案内」をご覧ください。お申込み頂いた方には口座開設及び本公開買付けの応募のために必要な書類が送られます。なお、応募株主等口座を開設する場合には、本人確認書類を提出していただく必要があります。

（３）株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等口座に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人又は公開買付復代理人以外の金融商品取引業者に開設された口座に記録されている場合は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続きを完了していただく必要があります。応募株主等口座に応募株券等が記録され、本公開買付けの応募の受付が完了した場合、公開買付代理人より「公開買付申込受付票」と「公開買付応募申込書」のコピーが交付されます。なお、振替手続きには一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

（４）対象者の特別口座管理機関である、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社に開設された「特別口座」に記録されている株券等について応募する場合は、当該特別口座から応募株主等口座へのお振替えが必要になります。また、一度特別口座から振替えられた応募株券等については、再度特別口座に記録することが出来ませんのでご注意ください。詳しくは三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社にお尋ねください。

（５）本公開買付けにおいては、公開買付代理人及び復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

（６）外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、本人確認書類等をご提供いただく必要が有ります。

（７）日本の居住者である個人株主の場合、本公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費の差額は原則として株券等の譲渡所得等に関する申告分離課税の対象となります（注２）。

（８）応募株券等の全部又は一部に買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主に返還されます。

(注1) ご印鑑、ご本人確認書類について

公開買付代理人である立花証券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、次の個人番号（法人の場合は法人番号）及び本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類は次の通りになります。ご質問等ある場合は、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類の組合せをご提出ください。

	(ア) . 個人番号確認書類	(イ) . (ア) の組み合わせとなる本人確認書類
A	個人番号カード（裏）	個人番号カード（表）
B	通知カード	a のいずれか 1 種類、又は b のうち 2 種類
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票の記載事項証明書	a 又は b のうち、「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の 1 種類

法改正により通知カードは2020年5月25日（月）に廃止されました。その為、氏名・住所変更等により、本人確認書類と通知カード記載の氏名・住所等に相違がある場合、「通知カード」はマイナンバーを証明する書類として使用することができません。記載事項が本人確認書類と一致している「マイナンバーカード」又は「マイナンバー記載のある住民票の写し」をご提出ください。

a 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

パスポート（現住所の記載ページのあるものに限り）、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書

b 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から6か月以内の原本又はコピーの提出が必要

住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

各種健康保険証、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、各種福祉手帳等

※本人確認書類は申込書に記載された「住所、氏名、生年月日」が確認できる必要があります。

※コピーの場合はあらためて原本の提示をお願いする場合があります。

※立花証券株式会社より本人確認書類の記載住所宛に「取引に係る文書」を郵送（転送不要の簡易書留）し、ご本人様の確認をさせていただきます。

・法人の場合

下記A～Cの確認書類をご提出ください。

A	法人番号確認書類	・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類（国税庁法人番号公表サイト等）
B	法人のお客さまの本人確認書類	・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 （名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの）
C	実質的支配者若しくはお取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード（表）又は ・上記個人の場合の本人確認書類（aのいずれか1種類、又はbのうち2種類）

・実質的支配者につきましては公開買付代理人にお尋ねください。

・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるものに限りします。）

（注2）株券等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株券等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（株式会社DMM.com証券から応募される場合）

（1）応募株主等は、公開買付復代理人のホームページ（<https://kabu.dmm.com/>）から応募株主等名義の証券取引アカウント（以下「応募株主等口座（公開買付復代理人）」といいます。）を開設した後、取引ツール（DMM株 STANDARD）から所要事項を入力することで公開買付期間の末日の15時30分までに申し込む方法にて、応募してください。

（2）株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等口座（公開買付復代理人）に応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人又は公開買付復代理人以外の金融商品取引業者等に開設された「特別口座」に記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付復代理人に開設した応募株主等口座（公開買付復代理人）への振替手続きを完了していただく必要があります。

（3）対象者の特別口座の口座管理機関である、三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された「特別口座」に記録されている株券等について応募する場合は、当該特別口座から応募株主等口座（公開買付復代理人）へのお振替えが必要になります。また、一度特別口座から振替えられた応募株券等については、再度特別口座に記録することが出来ませんのでご注意ください。詳しくは三菱UFJ信託銀行株式会社にお尋ねください。

(4) 本公開買付けにおいて、公開買付代理人及び公開買付復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

(5) 公開買付復代理人に証券取引アカウントを開設していない応募株主等には、新規に証券取引アカウントを開設していただく必要があります。証券取引アカウントを開設される場合には、マイナンバー確認書類及び本人確認書類（注3）が必要となります。

(6) 日本の居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株券等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります（注4）。

(7) 応募株主等は、取引ツールより対象者株式の応募状況を照会することができます。

(8) 応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

（注3） マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等について

公開買付復代理人である株式会社DMM. com証券において新規に証券取引アカウントを開設して応募される場合には、マイナンバー（個人番号）又は法人番号を確認する書類及び本人確認書類等が必要になります。また、既に証券取引アカウントを有している場合であっても、住所変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー（個人番号）を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。詳しくは公開買付復代理人のホームページ内「本人確認書類について」（https://securities.dmm.com/sending_flow/?t=stock）にてご確認ください。

※ 対面による口座開設をご希望の方、及び国内非居住者の方、並びに郵送手続きによる口座開設をご希望の方につきましては、公開買付代理人（立花証券株式会社）へお問い合わせください。

（注4） 株券等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）
日本の居住者である個人株主の方につきましては、株券等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士又は所轄税務署にご確認いただきますようお願いいたします。

(7) 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称

立花証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町1丁目13番14号

株式会社DMM. com証券（公開買付復代理人） 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー

(8) 決済の開始日 2025年6月10日（火曜日）

（注） 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は2025年6月24日（火曜日）となります。

(9) 決済の方法及び場所

（立花証券株式会社から応募された場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。本公開買付けによる買付けは、金銭にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

（株式会社DMM.com証券から応募された場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を公開買付復代理人の取引ツール（DMM株 STANDARD）にて電子交付します。本公開買付けによる買付けは、金銭にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、応募株主等口座（公開買付復代理人）へ入金いたします。

（10） 株券等の返還方法

下記「（11） その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

（11） その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を設けておりません。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限が設定されております。応募株券等の総数が買付予定数（17,600,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（17,600,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

(立花証券株式会社から応募された場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店（タチバナストックハウスを含みます。）に、応募の受付の際に交付された「公開買付申込受付票」と「公開買付応募申込書」のコピーを添付の上、「公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面」（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

立花証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番14号

(その他立花証券株式会社全国各支店（タチバナストックハウスを含みます。))

(株式会社DMM.com証券から応募された場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、公開買付復代理人の取引ツール（DMM株 STANDARD）から所要事項を入力する方法により解除手続を行ってください。

解除の申し出を受領する権限を有する者

株式会社 DMM.com証券 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

3. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上